

学校法人北陸大学施設貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北陸大学（以下「本学」という。）の施設を学外者に貸出す場合に必要事項を定める。

(貸出施設)

第2条 本学の貸出施設は、次に掲げる施設とする。

1. 太陽が丘キャンパス

(1) 教室施設等

- ① 太陽が丘1号棟 ② 太陽が丘2号棟 ③ 太陽が丘3号棟 ④ 太陽が丘4号棟 ⑤
コミュニティーハウス ⑥ 松雲記念講堂

(2) 体育施設

- ① グラウンド ② テニスコート ③ フットボールパーク ④ 松雲記念講堂 ⑤ 屋内ス
ポーツフィールド

(3) その他

- ① 食堂（厨房を除く） ② 本学が許可した施設

2. 薬学キャンパス

(1) 教室施設等

- ① 薬学別館 ② 第一薬学棟 ③ 第二薬学棟

(2) 体育施設

- ① 体育館（アリーナ）

(3) その他

- ① 食堂（厨房を除く） ② 本学が許可した施設

3. 太陽丘インフォメーションセンター

(使用目的)

第3条 本学は、次の各号に掲げる使用目的に対し、本学が可能と認めたときは、前条の施設を貸出すことができる。

- (1) 本学教職員又は教職員・学生が所属する団体等が主催する行事又は大会
(2) 大学近隣の住民団体、小中高生等が所属する団体が関係する行事又は大会
(3) 官公庁又は公共団体が主催する各種国家試験又は資格試験
(4) 学術団体等が主催する学会等
(5) その他、本学が認めたもの

(貸出)

第4条 施設は、本学の授業、行事及び学生の課外活動等に支障のない場合に限り、貸出すことができる。

- 2 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、本学が認めた場合は、この限りではない。

(使用手続き)

第5条 学外者が本学施設の使用を希望するときは、原則として使用予定日の2週間前までに「施設使用許可申請書」（別紙様式1）を総務課に提出し、本学の使用許可を受けなければならない。ただし、フットボールパークについては、その都度当該施設に申し込み、許可を得るものとする。

(使用許可の取消し及び変更)

第6条 本学は、使用者が次の各号のいずれかに該当する、又はその恐れがある場合は、使用許可の取消し、又は使用日時若しくは使用場所を変更して貸出すことができる。

- (1) 本学の授業、行事又は特別な事情により本学がこれを使用する必要性が生じたとき
(2) 使用目的に反するとき
(3) 本学の指示に従わないとき
(4) 管理運営上不相当と認めたとき

- 2 前項の取消し又は変更により使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責任を負わない。

(使用日時の変更及び取止め)

第7条 使用者は、やむを得ない事情により使用日時を変更又は取り止めようとする場合は、使用日の3日前までに届け出て、その許可を受けなければならない。

(使用料の徴収・減免)

第8条 本学は学外者の施設使用に対し、使用団体及び使用者から所定の使用料及び空調費(別表1)を徴収する。

2 使用料及び空調費は、使用日から原則として1週間以内に納入しなければならない。

3 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免又は免除することができる。

(1) 本学学生、教職員、同窓会、保護者会等本学関係者又はそれらが所属する団体等が主催する行事又は大会

(2) 本学が所属する大学関連団体又は本学教職員が所属する学術団体が主催する行事又は学会

(3) その他、本学が適当と認めたもの

4 その他、施設の貸出しにおいて、必要な費用が発生した場合は、借受者の負担とする。

(遵守事項)

第9条 本学の施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外の使用をしないこと

(2) 使用を許可された施設を他の者に転貸しないこと

(3) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと

(4) 施設の備品及び用具を許可なく移動しないこと

(5) 施設及び備品を破損又は紛失した場合は、速やかに弁償又は修復すること

(6) 物品の販売、又は金品の寄付募集行為を行わないこと

(7) 所定の場所以外で喫煙及び飲食しないこと

(8) 危険物等の物品を持ち込まないこと

(9) 本学関係者の指示に従うこと

(使用中の責任)

第10条 本学の施設を使用中、又は本学構内に滞在する間における盗難・紛失、事故又は傷害に関して、本学は一切その責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則(平成22年12月27日制定 第228回理事会)

この規程は、平成22年12月27日から施行する。

附 則(平成28年3月14日改正 第565回常任理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(改正 平成29年2月20日 第585回常任理事会 平成29年2月21日理事長決定)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(改正 2019(令和元年)8月5日 第638回常任理事会 2019年8月8日理事長決定)

この規程は、2019年8月5日から施行する。

附 則(改正 2023(令和5)年3月27日 第710回常任理事会 2023年3月30日理事長決定)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則(改正 2025(令和7)年6月17日 第752回常任理事会 2025年6月19日理事長決定)

1 この規程は、2025年10月1日から施行する。

2 フットボールパークについては、2026(令和8)年4月1日から適用する。

北陸大学施設貸出料金 [別表](#)